

## 報告 3

### 秋田市マイタウン・バス笹岡線におけるフリー乗降区間の設定について

#### 1 概要

路線の延伸に伴い、フリー乗降区間を新設した。

#### 2 変更内容

資料 9

#### 3 見なし事項該当区分

資料 1 1 (区分 4 「バス停・新設」)

#### 4 協議が整っていることの証明書

資料 1 0

#### 5 変更日

平成 3 1 年 4 月 1 日

# 秋田市マイタウン・バス 笹岡線 路線図



フリー乗降除外区間

- 凡例
- 笹岡線
  - - - フリー乗降区間
- ※道路交通法の駐停車禁止場所を除くほか、運転士が安全停止可能と判断した場合に限る

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス笹岡線について、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っている見なし事項」のうち、区分4に該当するものである。

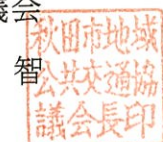
記

1. 協議が調っている路線又は営業区域  
変更なし
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
変更なし
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
期間 平成31年4月1日から  
条件 変更なし

平成31年2月19日

秋田市地域公共交通協議会

会長 日野



秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において  
協議が整っているとする見なし事項一覧

区分			要件
1	路線	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停車するバス停に変更がなく、かつ、運行時刻の変更を必要としない場合。</li> <li>・ バス停の廃止に伴う場合。</li> <li>・ 道路の付替工事等に伴う道路線形の変更による場合。</li> </ul>
2	系統	軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分1の路線の変更に伴う場合。</li> <li>・ 系統が廃止となる場合であっても、他の系統により廃止系統の経路等が確保される場合。</li> </ul>
3	便数	増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員を超える乗車が見込まれる場合。</li> <li>・ 地域の要望があり、かつ、乗車が見込まれる場合。</li> </ul>
		減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の便に比して、乗車状況が極めて悪い場合。</li> </ul>
4	バス停	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望がある場合。</li> </ul>
		変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望に伴い位置を変更する場合。</li> <li>・ 運行効率あるいは安全性の向上を目的として位置を変更する場合。</li> <li>・ 区分1の路線の変更に伴い位置を変更する場合。</li> <li>・ 名称を変更する場合。</li> </ul>
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降者が見込まれない場合。</li> </ul>
5	運行時刻	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗り継ぎ交通機関との調整を図る必要がある場合（マイタウン・バス相互調整も含む）。</li> <li>・ 区分1の路線の変更および区分2の系統の変更に伴う場合。</li> </ul>
6	定期券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。</li> </ul>
7	回数券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率が、他のバス交通機関と同程度以下である場合。</li> </ul>
8	臨時乗車券	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間が3ヶ月以内であり、かつ、割引率が過大とならない場合。</li> </ul>
9	臨時運行	新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行期間が3ヶ月以内であり、かつ、既設の便に影響がない場合。</li> </ul>

(補足) 本見なし事項に該当しない事項は、全て秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の協議事項となる。

(補足) 本見なし事項により対処した場合は、分科会に報告するものとする。

(附則) 本見なし事項は、平成28年7月14日から適用する。